

常勤職にない会員の会費減免申請の手引き

2008年10月 日本労働社会学会

本制度はポスドク、非常勤講師など、定職をもたない若手会員への会費減免を趣旨とするものです。下記の要領にしたがって申請書の必要事項をもれなくご記入のうえ、学会事務局宛てに郵送して下さい（Email添付ファイルによる提出も可）。会費振込用紙「通信欄」記載による申請は認められませんのでご注意下さい。申請が承認された場合、会費は年額6,000円となります。

1. 申請資格

以下の2つの条件を満たした会員に対して適用されます。

- ①大学院を修了または退学していること
- ②申請年度の10月1日現在で常勤職に就いていないこと
 - ・修士課程、博士(前期・後期)課程を問わず、「大学院」修了または退学を要件とします。
 - ・任期制の職、有給の研究員、日本学術振興会特別研究員等は対象外となります。
 - ・研究職以外に関して常勤職に就いている場合(他に生業をもっているなど)は対象外となります。

2. 適用条件と注意事項

- ・本学会の会計期間は「毎年10月1日より翌年9月30日まで」となっておりますのでご注意下さい。（例：2009年度会費は、2008年10月～2009年9月分に該当）
- ・申請年度のみの会費について適用されます（申請時に会費の滞納があった場合、適用年度以前の滞納分については従来の会費区分が適用されます）。
- ・複数年度にまたがり継続して適用を希望する場合は、毎年、継続申請の手続きが必要です（資格要件確認の必要上）。

3. 申請手続きの流れ

- ①申請書を学会事務局へ送付→②幹事会審査→③学会事務局から可否通知→④会費納入
 - ・振込用紙の入手時期・方法(会計担当から送付、または郵便局で調達)は従来同様となります。
 - ・可否の通知が手元に届くまで、当該年度の会費については納入を行わないで下さい

4. 申請書の記入要領

- ・用紙は学会 Web サイトからのダウンロード、または学会事務局への請求により入手して下さい。
- ・手書きの場合は楷書で明瞭に記入して下さい。
- ・「申請区分」：前年度に減額を受けていた方は「継続」を○で囲んで下さい。
- ・「所属機関・職位」：研究職への従事に関して、申請年度の 10 月 1 日時点での所属機関を部局
- ・学科名、職位名まで正式名称で記入し、該当するものを○で囲んで下さい。所属機関がない場合は「無所属」と記入して下さい。

5. 申請書の提出先・お問い合わせ先

日本労働社会学会事務局

現在の事務局については下記 URL で確認してください。：<http://jals.jp/blog/?cat=12>

以上